

「日本料理」の世界無形文化遺産への登録について

【担当省庁】文部科学省、文化庁、農林水産省

「日本料理」の「世界無形文化遺産（ユネスコ）」の登録については、京都府では国の「日本食文化の世界無形遺産登録に向けた検討会」と連携しながら、特定非営利法人日本料理アカデミーとともに検討を進め、登録や保護措置の構築に向けた提案を行ってきたところです。

国の検討会では、「和食：日本人の伝統的な食文化」として登録を目指す方向で議論を終え、今後は「文化審議会」の意見などを踏まえて提案書が取りまとめられこととなります、「日本料理」の「世界無形文化遺産」登録に向けて次のとおり提案します。

京都府からの提案

1 世界無形文化遺産への登録提案

日本料理の食文化の根底をなす京都の文化と技術を積極的に取り入れ、日本料理を「国内の無形文化遺産目録」に登載し、ユネスコの「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」への記載提案を行うこと。

2 文化財としての保護

日本料理を文化財保護法に基づく文化財として位置づけるとともに、次のような取組を実施すること。

- (1) 日本料理の文化的背景も含めた研究や高水準の日本料理を提供する実践者の確保と継承者の育成を担う高等教育機関について、文化と技術の蓄積がある京都府に設置すべく、地元と協議を始める。
- (2) 食育推進基本計画に日本料理の価値と役割を明確に位置づけ、義務教育等における全国民的な普及・啓発を実施すること。
- (3) 海外において日本料理の価値への理解を深めるため、国を挙げてのプロモーション活動や英語・仏語等による日本料理の解説書等の作成を行うこと。
- (4) 日本料理の料理人の技量を適正に評価し、国内外においてその技量の質が担保されるしくみを構築すること。

ユネスコ無形文化遺産について

◆ ユネスコ無形文化遺産の保護に関する条約による締約国の動き

- ① 自国内の無形文化遺産の目録の作成
- ② 人類の無形文化遺産の代表的な一覧表「代表一覧表」への記載提案
- ③ 緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表「危機一覧表」への記載提案

◆ 我が国の対応

① 目 錄

国の指定・選定に係る「重要無形文化財」「重要無形民俗文化財」「選定保存技術」一覧を目録としてユネスコに提出する。

② 代表一覧表

日本の文化的多様性を示す効果的な選定を行うため、上記 3 分野のそれぞれから提案候補を選定する。～指定時期（早い順）、地域バランス、資料協力を考慮～

③ 例 外

平成 20 年は「アイヌ民族を先住民族とすることを求める国会決議」等を考慮し、日本文化の多様性をより一層示す観点から、上記枠組みとは別に「アイヌ古式舞踊」を第 1 回提案候補とする。

◆ 「日本料理」に係る世界無形文化遺産登録への動き

○特定非営利活動法人日本料理アカデミーからの京都府知事への要望

（平成 23 年 6 月 6 日）

○京都府から国への政策提案

（平成 23 年 6 月 9 日、9 月 15 日）

○日本食文化の世界無形遺産登録に向けた検討会開催（農林水産省）

（平成 23 年 7 月 5 日、8 月 19 日、9 月 28 日、11 月 4 日）

○「日本料理」の世界無形文化遺産登録に向けた有識者ヒアリング実施（京都府）

（平成 23 年 7 月 12 日、9 月 9 日）

○「日本料理」の高等教育機関開設に向けた勉強会開催（京都府）

（平成 23 年 10 月 24 日）

◆ 「日本料理」の世界無形文化遺産登録への課題と提案

【課題】文化庁の目録掲載の考え方の拡大・柔軟化



【提案】「日本料理」は、「無形文化遺産の一層の認知、重要性意識の向上確保、文化の多様性の尊重」に資するものであり、目録掲載を 3 分野に限定しないこと。
(理 由)

- 日本料理は、日本の食文化の粹であり、国際的にも重要性・多様性において十分認知されていること
- 既に、諸外国の固有の料理が、世界無形文化遺産登録されていること
(フランスの美食術、メキシコの伝統料理、地中海料理)
- 既に、枠組みの例外があること (アイヌ古式舞踊)

(参考 1 : 日本の世界無形文化遺産への登録済み文化遺産、2010. 6 現在)

- 能楽 ○ 人形浄瑠璃文楽 ○ 歌舞伎 ○ 雅楽 ○ 小千谷縮・越後上布
- 石州半紙 ○ 日立風流物 ○ 京都祇園祭の山鉾行事 ○ 甑島のトシドン
- 奥能登のあえのこと ○ 早池峰神楽 ○ 秋保の田植踊 ○ チャッキラコ
- 大日堂舞楽 ○ 題目立 ○ アイヌ古式舞踊 ○ 組踊 ○ 結城紬

【京都府の担当部局】

- | | |
|------------------|--------------|
| 政策企画部 戦略企画課 | 075-414-4352 |
| 商工労働観光部 観光課 | 075-414-4837 |
| 農林水産部 農政課 | 075-414-4915 |
| 農林水産部 研究普及・ブランド課 | 075-414-4940 |